

さいたま市自治基本条例検討委員会

第15回 会議の記録

日時	平成 23 年 2 月 28 日(月) 18:45~22:00
場所	大宮区役所 南館 301 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 15 名 伊藤 巖／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／富沢 賢治／ 中津原 努／福島 康仁／古屋 さおり／堀越 栄子／三宅 雄彦／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:歌川 光一／高橋 直郁／中田 了介／細川 晴衣／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 7 名 企画調整課副参事 高根哲也／総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 島倉晋弥／総合振興計画 係主任 高橋格／企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕1 名 細田祥子 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)中間報告(たたき台)について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第 資料1 中間報告(たたき台) 参考資料1 中間報告(たたき台)に対する主な所管課(室)からの修正意見等
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

2. 議題

(1)中間報告(たたき台)について

(6)地域コミュニティ・区 ①身近なコミュニティ

○福島委員長

- ・ 市民部会の提案をベースに、「自治会等」の重要性や地域における他の主体との連携の重要性を強調するなどして、【条例案骨子】をまとめた。これに対して、自治会連合会理事会から意見が出されている。

○事務局

- ・ 2月10日に開催された自治会連合会理事会において、【条例案骨子】のうち「地域コミュニティ」の部分の説明し、意見を頂いたので紹介する。

「任意団体である自治会の仕事を広げ、より責任を負わせようとしているのではないか。」

「自治会の自主性について十分配慮、尊重するという姿勢であるべき。」

「行政の支援も必要。」

「地域コミュニティでの市民はこうあると書くべきでないか。」

「個人と団体のそれぞれの役割を整理するべき。」

「もっとわかりやすい表現にしてもらいたい。」

○伊藤委員

- ・ 理事会の意向は、「条例によって自治会活動を枠にはめて負担を増やすということでは困る」というものである。そこに配慮した文章になっていれば良い。例えば2点目の努力義務の規定は重い印象であり、「努めましょう」などとしてはどうかという意見があった。確かに、他の団体との連携が重要なのは理解しているが、文言をもう少し柔らかくしてもらいたい。

○福島委員長

- ・ まず【条例案骨子】の1点目は「市民」が主語であるのでこれは良いか。

○伊藤委員

- ・ 「市民」に関しては、自治会への加入促進が課題である。自然に入りやすいようになるとありがたい。個々人で価値観が違っており、自治会に加入するメリットが共有されにくくなっている。
- ・ 国勢調査や民生委員の選出など自治会が受けている業務は多く、これ以上役割が増えるのは困るが、市民が自治会に率先して入りやすい状況になることが望ましい。

○福島委員長

- ・ 自発的に市民が行動するのは良いが、なんでも自治会に押しつけられると困る、ということなのか。

○伊藤委員

- ・ 個人の価値観が多様化して、何がその人にとってのメリットなのかアピールしにくくなっている。しかし、実際には自治会活動を通じて社会のいろいろな面が見えてくることあるはずだと思う。

○中津原副委員長

- ・ 【条例案骨子】の1点目は、まさにそのことを意図しているが、いかがか。

○伊藤委員

- ・ 1点目は「市民」が主語なので、固執するつもりはない。

○中津原副委員長

- ・ 自治会連合会理事会における意見の中に「地域コミュニティにおける市民」としてはどうか、という提案がある。これも一案である。ただし、くどい文章になるので、このままでもその趣旨で読んでもらうよう解説すれば良いのではないか。
- ・ 【条例案骨子】の2点目は、「相互に連携を図る」という趣旨である。これに対し、自治会連合会理事会における意見の中に、「自治会の自主性に十分配慮を」という意見がある。2点目に「それぞれの自主性に基づいて」という表現を追加しても良いのではないか。
- ・ また、語尾を「努めるものとする」ではなく、「努めましょう」と柔らかくしてはどうかという提案については、その通りだと思う。中間報告をまとめる現段階では、正確を期すため「である調」にしているが、最終的には「ですます調」にすることも考えたい。

○事務局

- ・ その他、所管課から意見が出されている。さいたま市市民活動及び協働の推進条例の規定との整合を図ってほしいという趣旨である。

○湯浅委員

- ・ 【条例案骨子】の1点目に関する伊藤委員の意見の趣旨は、自治会に無関心な市民が多い中で、条例でいくら「市民」を主語として自治会を通して活動せよ、と書いたところで、自治会に加入するメリットが明確でないと意味がない、ということだと思う。
- ・ 例えば、「市民は自治会に加入しなければならない」などの明確な内容が必要だ、というような趣旨ではないのか。
- ・ または、「市民は、・・・地域の身近な課題の解決に積極的に協力して」と「積極的に」を加えて、市民の参加を促す姿勢を見せてはどうか。

○伊藤委員

- ・ その通り。加入することによって良いことがある、と思ってもらえるようにしたい。

○福島委員長

- ・ では、1点目に「積極的に」を追加する。
- ・ 2点目について、中津原副委員長と所管課から提案があったが、いかがか。

○伊藤委員

- ・ 連携することは良いが、間に行政が入って、コーディネートをしてくれないと実際には難しい面もある。行政が関わらないと情報がなかったり、スムーズに事が進まない場面が多い。

○中津原副委員長

- ・ その趣旨を、【条例案骨子】の3点目にある行政による支援の内容に含められないか。

○事務局

- ・ 「行政との連携」なのか、「団体同士の連携を進めるために、行政がパイプ役になる」ということなのか。

○中津原副委員長

- ・ 【条例案骨子】の3点目に「その活動及び互いの連携に対して」と追加してはどうか。

○堀越委員

- ・ 【条例案骨子】の2点目は、あくまでも自主的な連携に関する規定、3点目は行政による支援に関する規定ということではないか。行政による支援の具体的な内容の一つに、団体同士の連携のコーディネートがあるということではないか。

○伊藤委員

- ・ 実際には、自治会にも地域性や歴史があり、画一的方法では上手くいかない。
- ・ また、例えば住宅が5、6軒新しく建った地区だと、ごみ捨て場をどうするかという問題が生じる。事前に行政と事業者で調整をしてもらいたい。既存のごみ捨て場を突然使われると困る。

○渡邊委員

- ・ 自治基本条例の中で地域コミュニティについて何を規定するのか。自治会の問題が解決されていない現実があるとすれば、その理由は何か。誰がどの方向で何を解決するのかを話し合うべき。
- ・ それを話し合った結果が今の案だと思うので、私はこの案で十分だと思う。

○中津原副委員長

- ・ それを再確認しているということではないか。

○渡邊委員

- ・ そうであれば、私はこの案で良いと思う。行政による連携支援は、このままでも読み取れるので追加する必要はないと思う。

○古屋委員

- ・ 例えば、核家族化や児童虐待が増えている現状で、その防止のためもあり子育てサロンを開くという事例がある。そのような世代の人たちは、自治会に入って助けを求め、という選択をしていない。ここが問題なのではないか。この案では、その問題に対する解決の道が見えないのではないか。

○伊藤委員

- ・ 自治会の活動を知らない人には分かりにくいかもしれない。

○三宅委員

- ・ 「地域において活動する主体」という表現は、自治会に限定したものではない。自治会以外に地域において活動するNPOや団体も含む表現である。ただ、非常にあいまいなので古屋委員の意見のような趣旨を【考え方・解説】に例示してはどうか。
- ・ また、自治会と子育てサロンの連携といったことを市長等が支援することも必要であり、それが3点目に含まれている。

○堀越委員

- ・ 1点目は非常にユニークな案だと思っている。他自治体の例を見ると「自治会」だけでなく、「市民活動団体」も例示されていることが多い。しかし、この案では「自治会」だけが例示されている。自治会を大切にしたいというこの委員会の思いが表れていると思う。
- ・ しかし、新しい活動を始める、というニュアンスは感じられない。それは、この箇所ではなく「市民の責務」などで示せば良いのかもしれないが、どうか。

○福島委員長

- ・ 「自治会等」の「等」にNPOなどの団体を含んでいると考えられるが、あえて「自治会」を強調している案になっている。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】に「地域内の活動団体の連携」も追加したい。

○福島委員長

- ・ では、【条例案骨子】の1点目に「積極的に」を追加する。
- ・ 2点目には、「それぞれの自主性に基づく」との趣旨を追加する。
- ・ 3点目は「その活動及び互いの連携に対して」と修正する。
- ・ その他、検討課題として「コミュニティ」の定義の問題があるが、いかがか。

○富沢委員

- ・ 定義がなくてもすっきり読めるだろう。例示されている「身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体」を【考え方・解説】に加えてはどうか。

○福島委員長

- ・ では、その点を追加する。

②区のあり方

○福島委員長

- ・ 両部会の案を重ね合わせて整理した。また、【考え方・解説】の3点目を追加した。

○富沢委員

- ・ 【条例案骨子】の1点目に「効率的、効果的」とあるが、他の個所ではすべて「効果的かつ効率的」となっているので統一してはどうか。

○堀越委員

- ・ 区役所の中で、この委員会の議論を受け止める部署はどこになるのか。

○事務局

- ・ 本庁ではコミュニティ課と区政推進室が所管している。区役所では、総務課とコミュニティ課ということになると思う。市民部会が区民会議の会長等と意見交換をした経緯もあり、区役所のコミュニティ課はこの委員会で議論していることをある程度承知していると思う。

○堀越委員

- ・ 区役所がこの委員会の議論を知らないのでは、この場で話し合っても意味がないのではないか。

○福島委員長

- ・ 所管課から意見が出されている。「区のまちづくりの諸課題」ではまちづくりに限定しているので、「区の諸課題等」としてはどうかという趣旨である。

○中津原副委員長

- ・ この委員会では、「まちづくり」を広義に捉えており、所管課の提案では逆に狭くなってしまうのではないか。

○事務局

- ・ 「まちづくり」というと都市計画的なものをイメージする人もいる。

○中津原副委員長

- ・ この【条例案骨子】における「まちづくり」を定義すれば良い。

○渡邊委員

- ・ 私たちは「まちづくり」を広く捉えているので、このまま残したい。

○内田委員

- ・ 「まちづくり」は「豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動」と定義しているので、このままで良い。

○福島委員長

- ・ では、たたき台のとおりとする。
- ・ 次に、区民会議への区職員の参加について、市民活動推進委員会の答申を受けて市が決定した基本方針では、「助言」は行うが「提案」を行うことはしていないという意見が出ているが、どうか。

○中津原副委員長

- ・ これまでの区民会議では、あくまでも事務局に徹しているのが現状である。それに対して、区民側としては不満を持っているようだ。もっと一緒に議論したい。助言だけではなく、もっと創造的・建設的な提案を出してほしい。

○内田委員

- ・ 「行政の立場からの助言、提案」と順序を逆にしてはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 内田委員の提案に賛成である。
- ・ 運営方法は区ごとに決めるとしても、新しい区民会議の理念として規定しても良いのではないか。

○渡邊委員

- ・ 区民会議で提案したことでも、行政側ができないと判断したことは、非公式に「できない」と言われているのが実情である。それを区民会議の場でやったほうが良い。

○事務局

- ・ 区民会議側が職員の参加を拒むこともあるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ それはない。後になってから「それはできない」などと言われると困る。言うのであれば、一緒に議論する中で、言うべきではないか。

○事務局

- ・ 運営について、答申では「区職員も委員として参加」という内容であったが、その後出された基本方針では詳細は記載がない。

○小野田委員

- ・ 区民会議は「多様な主体の代表で構成する」となっているが、「個人」としての区民が参加するとは読み取れないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「多様な主体の代表」とは、団体代表のことではなく、世代や立場など様々な層を含める、という意味であり、もちろん公募区民などの「個人」も入る。

○堀越委員

- ・ 「代表」を削除しても良いのではないか。

○富沢委員

- ・ 「個人及び多様な組織の代表」としてはどうか。

○福島委員長

- ・ そのような内容で訂正したい。

○事務局

- ・ 職員の参加について、区民会議は各区が自主性・独自性を発揮するために設置する組織であり、その運営等に関する事項までを自治基本条例で決めてしまうことには問題もあるのではないか。

○富沢委員

- ・ 区民会議の構成として、1つは「あくまで区民が主体であり、職員は協力する立場」というものと、もう1つは「区民と職員双方が委員として参加する」ものが考えられるが、どちらなのか。

○事務局

- ・ 区民の主体性が重要である。職員も参加するが主体にはならない。

○富沢委員

- ・それが妥当だと考える。行政からの提案がまずあり、それについて区民が意見を述べる、という従来型の会議ではないはず。

○中津原副委員長

- ・つまり構成メンバーはあくまでも区民である。

○堀越委員

- ・区によって職員が委員になることはあるのか。ないのであれば、この案で良いのではないか。
- ・あくまでも、助言、提案を行い、議論を活性化させることが目的である。

○福島委員長

- ・委員になるということは、意思決定に関わるということである。

○中津原副委員長

- ・「助言」だけでなく「提案」も含めた方がよい。積極的な参加を求めるというニュアンスが伝わる。

○福島委員長

- ・【条例案骨子】では「助言等」としておいて、【考え方・解説】に「必要に応じて提案も」と記載するか、または案中に「助言、提案」とするか。

○湯浅委員

- ・互いの立場を尊重した上で、職員が技術的、法令的な助言、提案をする、主体的な区民との相互作用で成り立つ場だと思う。このままの案で良いと思う。

○内田委員

- ・区民の主体性を重視すると、行政が先に提案することは良くない。「助言、応援」といったニュアンスがいい。

○富沢委員

- ・【条例案骨子】では「助言等」としておき、【考え方・解説】に「必要に応じて提案も」行うということを加えても良いのではないか。

○福島委員長

- ・では、そのように修正する。

(7)条例の運用等

○福島委員長

- ・両部会の案を統合した。ただ、検討課題は多く残っている。

○事務局

- ・運用の仕組みについては具体的な方向性を示した案にはなっておらず、例示を【検討課題】に挙げている。

○福島委員長

- ・自治基本条例では運用状況の調査、見直しなどを実施するとだけ規定して、その仕組みなどは規則や要綱等に委ねる方法もあるし、自治基本条例にその仕組みの枠組みを規定する方法も考えられる。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例は抽象的な条例であるため、実績の評価を行おうとすると、自治基本条例に関係する条例、規則、要綱の制定状況等の評価することになると思うが、なかなか難しい面もある。
- ・ さらに、審議会が評価するのか、議会が評価するのか、といった論点が次に出てくる。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例は様々な部局にまたがる条例であるが、役所が縦割りの組織となっているなかで、横断的に運用状況の評価できる仕組みや組織を設けることができるのか。組織は、どの局に置くことになるのか、それとも市長直轄になるのか。

○中津原副委員長

- ・ 事例は様々あるが、現時点では「市民が参加して行う仕組み」とだけ書いた。

○事務局

- ・ 組織全体に関わる条例であるが、全課から集めることは難しい。各局、区の代表でチームをつくることも考えられるが。
- ・ ちなみに札幌市では、副市長をトップとする職員による推進本部が設置されている。これとは別に市民参加の手法も活用している。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例の運用を考える際には、誰が責任を負うのかということと、市民がどの程度参加するのかということの2つの論点がある。
- ・ 運用についての責任は、最終的には市長が負うことになる。その意味では、市長になるべく近いところに設置するべきということになる。議会がチェックするのであれば、また別だが。
- ・ 自治基本条例が無くても行政運営を行うことはできる。自治基本条例は、いわば漢方薬のようなもので、即効性は無い。そのため、市民にとってはきちんと運用されているのかが見えにくいので、チェックできるようにするためには当然、市民参加が必要になるということである。

○伊藤委員

- ・ 企画調整課が担当することになるのでは。

○堀越委員

- ・ 「市長直轄」の場であるべきなので、その説明を追加したい。

○事務局

- ・ 政策局が関わることになると思うが、市民活動ということだとまた別の課が担当することになる。

○三宅委員

- ・ どこの部局に置いても実効性に差は出ないと考えるが、どうか。

○堀越委員

- ・ 市長に近いところが良い。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例検討委員会はどこに置かれているのか。市長から委嘱されているものであり、事務局を企画調整課が担っているだけである。あくまでも組織上は市長直轄である。

○堀越委員

- ・ 「仕組みを設ける」だけでは弱い。

○三宅委員

- ・ この案では何も決めていないので、弱いとも強いとも言えない。

○中津原副委員長

- ・ 現段階ではどの方向とも決めにくい。趣旨だけは言っておきたい。

○渡邊委員

- ・ どうすれば実効性を高められるのか、と議論したが結論が出なかった。他事例を見ても難しいようだ。しかし、市民が参加することは重要だと思う。川口市ではどうか。

○三宅委員

- ・ 法的な問題を扱うため、市民が参加して条例の運用のための委員会を設置しても、条例の観点からの議論にならない傾向がある。つまり、市民が参加すると、条例に適合する形で運用が進んでいるか、という議論にはならない。市民が参加すると市民の意見を聞けたりして、良い面もあるが、反面、専門的な議論にならない。専門的な議論に特化してしまうと、内容が非常に抽象的・理念的なので、行政内部で実施した方が良いということになる。
- ・ 即効性はないが、少しずつ活動を積み重ねることも一つのやり方だとは思う。

○福島委員長

- ・ 【検討課題】にある、誰がどのように評価するかという例を【考え方・解説】に明記する。
- ・ 次の検討課題として、条例改正の手続きについてはどうか。

○事務局

- ・ 【条例案骨子】4点目では「議会及び市長等」を主語として「市民参加により」見直しを行うとある。
- ・ まず、「見直し」とは改正のことを意味するのか、その点を確認したい。
- ・ 次に、「見直し」が改正のことを意味するのであれば、議会が条例案を修正する場合にも市民参加に拠らなければならないとも読めるが、その場合の市民参加はどのように行うのか。

○中津原副委員長

- ・ 「見直し」とは改正のことを指している。

○三宅委員

- ・ 議会が「市民参加により見直しを行う」とは、議会が条例案を議決する前に住民投票を実施するというようになってしまっているのか。

○中津原副委員長

- ・ ここでは主語をあえて明記せずに、「この条例の見直しに当たっては」から始めてはどうか。
- ・ 運用の仕組みに議会も参加することが望ましいと、【考え方・解説】に明記したい。

○伊藤委員

- ・ この条例に関して議会の対応はどうか。スムーズに通りそうなのか。

○事務局

- ・ 分からないが、賛成反対、様々な意見があると思う。もちろん最終的にはこの条例の内容による。

○内田委員

- ・ 市議会は、市民との対話、開かれた議会を進めようとしている。

○堀越委員

- ・ 議員と意見交換を行った際には、何の反対意見もなかった。

○中津原副委員長

- ・ その際、実効性の確保についても聞いた。議員は市長の設置する審議会には参加しないが、第三者機関であれば参加できるとの回答だった。

○福島委員長

- ・ では、一つの案として議会との関わりも【考え方・解説】に加える。

(4)市長・職員の役割と責務 ②職員の役割・責務

○事務局

- ・ 所管課から意見が出されているので紹介する。

(参考資料1 人事課及び人材育成課からの意見の紹介)

○福島委員長

- ・ 人事課からの修正意見①は文言修正なので了承する。
- ・ 修正意見②の「市民の信頼にこたえ」に「期待」を追加する案と「市民が満足を得」の削除、人材育成課からの「市民の満足度を高める」への変更についてはどうか。規制行政かサービス行政かという議論だと思う。

○古屋委員

- ・ 「満足」ではなく「納得」が重要だ。結果への満足ではなく、手続きの公正さが求められる。

○三宅委員

- ・ 規制行政であっても市民は「納得」できる。規制行政、サービス行政の両方に関係する。

○福島委員長

- ・ では、「納得し、満足を高めることができるよう」とするか。それとも、そのことは前述の「信頼と期待にこたえ」で言えているとも考えられるが、どうか。

○事務局

- ・ 個々の市民ニーズを全て満足させることは難しいが、市民全体に対して公正に当たるということが重要だ。「満足」では個々のニーズを満たすという誤解を生むのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「能力の向上」の形容詞としてはどうか。「満足度を高める能力」というのは分かりにくい。

○内田委員

- ・ 行政は、市民を「満足」させるだけでなく、説得し、納得させることも時には重要だ。この二つは全く別の意味合いだ。

○堀越委員

- ・ 信頼するから納得できる、ともいえる。「信頼と期待」で良いのではないか。

○湯浅委員

- ・ 「納得」は個人がすることであって、ここには相応しくない。

○福島委員長

- ・ では、人事課の修正意見②の通りに修正する。
- ・ 次に、人材育成課の意見で「自ら発信しない、発信できない市民」の表現について指摘がある。サイレントマジョリティのことを言っているが、別な表現はあるか。

○堀越委員

- ・ 表現は確かに良くない。しかし、先日の市民活動サポートセンターのフェスティバルでも、「声を上げられない人、強く言えない人の声も拾ってほしい」という要望が多く出ていたので、「全ての市民」とあいまいにせず、具体的な表現で入れてほしい。

○福島委員長

- ・ たしかに「全ての市民」では抽象的だ。特にさいたま市はベッドタウンとして発展しており、時間的に参加できない人も多い。
- ・ 次に「法務能力」を追加すると言う意見も出ているが、いかがか。中間報告には政策法務に関する項目もあるので、追加しても良いと思う。

○中津原副委員長

- ・ 「市民の要望等に対して誠実に対応する」を削除して「市民との信頼関係を築くための」コミュニケーション能力、との修正だが、これでは漠然としており、【条例案骨子】と変わらないので、案のままが良い。

○富沢委員

- ・ 同意見である。

○事務局

- ・ 文章の整理については委員長等と考えたいがどうか。

○福島委員長

- ・ なるべく原案を残す方向で考えることとする。

中間報告の構成について

○福島委員長

- ・ この「たたき台」では、【市民や団体等からの主な意見】を各項目に付しているが、そのままにするか、それとも全て資料編に移すか、検討したい。

○中津原副委員長

- ・ 各項目に付すのは違和感がある。もう少し大括りに整理して資料編に入れたい。必ずしも項目ごとに分類出来ない意見もある。

○古屋委員

- ・ 資料編に回して、本編はシンプルな方が読みやすい。

○堀越委員

- ・ これらの意見は、委員会の検討項目に対応して提出されたものではない。あくまでも委員会が分けたものに過ぎない。

○福島委員長

- ・ では、資料編に移すことにする。

「市民」の定義について

○福島委員長

- ・ 最後に確認したい。「市民」の定義をこれまでの議論では広く捉えているが、このままで良いか。つまり、「住民、通勤・通学者、市内で事業・市民活動をする者、団体」ということである。

○富沢委員

- ・ 中間報告の段階ではこれで良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告であっても「保留」というのは良くないので、この案で市民の意見を聴きたい。

条例の名称について

○富沢委員

- ・ 中間報告を出す前に、条例の名称について議論をしておきたい。以前から「市民自治基本条例」という名称を提案しているので、次回の議題として頂きたい。

3. その他

(1)市民活動サポートセンター・第4回フェスティバルについて

○栗原委員

- ・ 先週末のサロンに参加した。2日間で38の意見が集まった。また、委員が参加して委員会や自治基本条例について説明できたのが良かった。

○堀越委員

- ・ 参加して感じたことは、120万人都市のさいたま市において市民参加をすることの難しさである。また、参加された染谷委員もおっしゃっていたが、委員会の外に出るとまた違った意見を聞くことができ、刺激になる。

○中津原副委員長

- ・ 多くの市民の声を聴くことが重要である。3月に開催する市民フォーラムを2回実施しただけでは市民の意見を聞いたことにならないと考えている。小規模でも継続して、意見を聞きながら最終報告に向けて検討していくべきではないか。次回、提案したい。

(2)WEBアンケートについて

○事務局

- ・ これまでに頂いた御意見を踏まえて修正した。条例の制定に向けて市としてお聞きしておきたい事項もある。様々な御意見があると思うが、実施主体は市であるので、今回の案で実施したい。

○堀越委員

- ・ 実施主体は市であるとのことだが、意見を事務局に提出したので、この場で各委員にも紹介したい。
- ・ 1点目は、より多くの方々の市政への参加が大切との考え方に対する賛否を問う設問に、「より多くの方々」と「市政への参加」を説明するための括弧書きがあるが、その説明が適切ではないので、削除した方が良い。
- ・ 2点目は、より多くの方々の市政への参加が大切との考え方に否定的な意見の理由を尋ねる設問があるが、否定的な意見だけではなく、肯定的な意見も含めて、その理由を自由回答で記入してもらった方が良い。

- ・ さいたま市市民活動及び協働の推進条例に「市民」の定義があるにもかかわらず、一部の市民の参加を排除する趣旨の考え方を選択肢として用意することは、同じ市が実施するアンケートとして適当ではない。また、「市政に参加するのは市内在住者に限るべき」という選択肢が追加されたが、これでは市職員は市内在住者しか雇用できないことになり、おかしいのではないか。

○事務局

- ・ 市民参加の促進に関する設問が別にあり、住民以外の方々の参加機会の充実などの選択肢を設けているので、否定的な意見だけを聞いている訳ではない。
- ・ また、これまでも市民の定義に関する意見が事務局に多く寄せられているが、それらの意見がどの程度一般的なものなのか、把握しておく必要はあると考えている。今後、議会などでも問われることになると思うので、市として聞いておきたい。

○堀越委員

- ・ そうであれば、両方とも選択肢を設けず、自由回答とすれば良いのではないか。

○事務局

- ・ 自由回答では回答率が下がってしまうことが想定される。

○堀越委員

- ・ 一部の人を排除するような選択肢を市のアンケートで聞くことは問題である。
- ・ それは、既存の条例を否定することにもなるのではないか。

○三宅委員

- ・ この委員会は、自治基本条例が市の最高規範であるかどうかという議論をしてきて、既存の条例の見直しもあり得るという前提に立っているはずである。それなのに、既存の条例があるからといって、それに合致しない選択肢を排除したり、議論自体を否定するようなことには矛盾があると思う。

○堀越委員

- ・ 理由として間違っているなら撤回する。

○中津原副委員長

- ・ ただ、様々な選択肢を設けて理由を聞く意図がよく分からない。客観的に理由を聞きたいのであれば、自由回答でも良いのではないか。

○事務局

- ・ 様々な方からいろんな意見が寄せられているので、どのような傾向にあるかを調査したい。自由回答にすると、どのような論点があるのかを知らない人の考えを把握することができない。

○中津原副委員長

- ・ それならばなおさら、そのような人にこのような設問を説明もなく投げかけるのは問題ではないか。本当に意見を持っている人であれば、自由記入でも回答してくれるはず。

○堀越委員

- ・ 前回も申し上げたが、回答者の市民活動などに関する属性を把握せずに、クロス集計もしないで、このような設問を設けるのはおかしいと思う。
- ・ また、WEBアンケートには、対象者がWEBを使う人に限られてしまう、という偏りがあることも考慮すべきだ。

○事務局

- ・ 自治基本条例は市、市民全体に関係する大きな条例であり、市民全体としての傾向がつかめればよいと思うがどうか。

○堀越委員

- ・ とにかくこのアンケートは調査設計が理解できない。

○中津原副委員長

- ・ 前は、具体的な選択肢は削除する方向で進んでいなかったか。

○事務局

- ・ 前は、「削除すべき」という意見と「表現を修正すべき」という意見の両方があったと認識している。事務局としては、自由回答ではなく選択肢を設けて聞きたい。

○富沢委員

- ・ このアンケートはすぐに固めなければならないのか。結果をどう使うのかという議論の時間をもう少し取るべき。

○堀越委員

- ・ 修正案の選択肢が「心配である」という語尾になっており、違和感がある。

○遠藤副委員長

- ・ 私は選択肢があっても良いと思う。特に市民参加の促進策を尋ねる設問は選択肢があった方が答えやすいのではないか。
- ・ より多くの方々の市政への参加が大切との考え方に否定的な意見の理由を尋ねる設問に「〇〇が市政に参加することは心配」との選択肢が並んでいるが、それを選択した理由が分からないとの回答をもらってもあまり参考にならないのではないか。それらの選択肢を残すなら、その理由も聞いてはどうか。

○三宅委員

- ・ 事前に寄せられている意見の傾向を見ながら選択肢を用意したということなのか。
- ・ 本来なら肯定的な意見と否定的な意見のいずれにも理由を聞くべきではないか。

○堀越委員

- ・ 否定的な意見の理由だけを聞くのはおかしい。

○中津原副委員長

- ・ 肯定的な意見についても理由を聞くことでどうか。
- ・ ただ、否定的な意見の理由を尋ねる設問に「〇〇が市政に参加することは心配」との選択肢を設けず、自由記入にした方が良いのではないか。

○事務局

- ・ 否定的な意見の理由を尋ねる設問には選択肢を残したい。御意見を踏まえ、肯定的な意見、否定的な意見ともに選択肢を設けて理由を聞くことでも良い。

○堀越委員

- ・ アンケートは情報提供にもなってしまうので、理由は選択肢を設けずに聞いた方が良い。

○事務局

- ・ この件は事務局で持ち帰りたい。
- ・ このアンケートはあくまでも市が実施するものであり、市として聞いておきたい事項もある。

○中津原副委員長

- ・ アンケート結果をこの委員会ではどう使うか。

○堀越委員

- ・ この条例を多くの市民意見を反映したものにすることが最終的な目的であり、効果的にPRして効果的に意見を聞く、という全体像の中にこのアンケートも位置付けて考えるべきではないか。

○事務局

- ・ PRし市民意見を聞くということと、このアンケートは別物と考えている。アンケートはあくまでもサンプリングして意見の分布を把握するものと考えている。

4. 閉会

○事務局

- ・ 次回は、3月3日（木）に開催する。
- ・ また、次々回は、3月9日（水）を予定している。

以上